

2017年5月5日

中華人民共和国 国家知識産権局 条法司条法二処 御中

一般社団法人日本知的財産協会  
アジア戦略プロジェクト  
常務理事 別宮 智徳

専利優先審査管理弁法（意見募集稿）に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザ団体で、日本の主要企業約940社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記専利優先審査管理弁法（意見募集稿）について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願ひ申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明することは吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料： 専利優先審査管理弁法（意見募集稿）に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会  
事務局長 志村 勇  
TEL：81-3-5205-3433  
FAX：81-3-5205-3391  
Email：shimura@jipa.or.jp

## 専利優先審査管理弁法（意見募集稿）に対する意見

### 1. 適用範囲（第二条）について

本意見募集稿に賛同いたします。

現行の発明専利申請優先審査管理弁法においては適用対象が発明専利出願の審査に限定されておりますが、権利化を急ぐ対象は発明専利に限られず、実用新型専利、外観設計専利、またこれらの復審や無効宣告にも望まれます。従いまして今回この適用範囲が拡大されることを歓迎致します。

### 2. 出願と復審に適用する状況（第三条）、無効宣告に適用する状況（第四条）について

本意見募集稿に賛同いたします。

適用される技術分野の状況、専利出願人或いは復審請求人の実施準備状況など各案件の状況に応じて優先審査が広く適用され、早期権利化による専利権活用のメリットが拡大することを期待します。同様に無効宣告請求案件でも早期に結果が示されることは望ましいことと考えます。

### 3. 手続き要件（第八条）について

本意見募集稿第八条第一款では、専利出願の優先審査を請求する際の提出書類の一つとして「(一) 省級知識産権局が審査、意見記入と公印押印をした優先審査請求書」が挙げられています。しかし、中国国内に住所を持たない外国出願人の場合、どこの省級知識産権局で当該優先審査請求書に記入押印等をすべきか不明確です。

従いまして外国出願人が優先審査を請求する際に、優先審査請求書に記入押印等手続きをどこの省級知識産権局で行えばよいか明記して頂くことを希望します。例えば、当該案件を担当している専利代理人の住所を管轄する知識産権局で手続きを行うことを明記して頂くことを希望します。

以上